

栃木県教育委員会定例会会議録

平成30(2018)年12月18日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

| | | |
|-----------|-----|----------|
| 1 番 (教育長) | 宇 田 | 貞 夫 |
| 2 番 | 工 藤 | 敬 子 |
| 3 番 | 陣 内 | 雄 次 (欠席) |
| 4 番 | 岡 | 直 樹 (欠席) |
| 5 番 | 吉 澤 | 慎 太 郎 |
| 6 番 | 鈴 木 | 純 美 子 |

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

| | | |
|---------------------|-----|-------|
| 教 育 次 長 | 松 崎 | 禎 彦 |
| 教 育 次 長 | 池 田 | 聖 |
| 総合教育センター所長 | 大 森 | 亮 一 夫 |
| 総 務 課 長 | 辻 | 真 夫 |
| 施 設 課 長 | 坂 入 | 武 司 |
| 学 校 安 全 課 長 | 伊 澤 | 純 一 |
| 教 職 員 課 長 | 菅 谷 | 毅 |
| 学 校 教 育 課 長 | 中 村 | 千 浩 |
| 特 別 支 援 教 育 室 長 | 小 野 | 幸 男 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 野 原 | 正 祥 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 田 代 | 哲 郎 |
| 文 化 財 課 長 | 石 川 | 明 範 |
| 総 務 主 幹 | 浅 野 | 尚 志 |
| 人 権 教 育 室 長 | 関 口 | 哲 夫 |
| 福 利 室 長 | 小 倉 | 敬 子 |
| 学 力 向 上 推 進 室 長 | 齊 藤 | 正 幸 |
| 競 技 力 向 上 対 策 室 長 | 岡 田 | 雅 人 |
| 世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長 | 佐 藤 | 光 正 |

3 午後3時00分、教育長及び委員3名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に6番鈴木委員を指名した。

5 教育長は、一部案件を先行して審議する旨を告げた。

6 教育長は、審議を先行する第2号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

7 第2号議案 学校職員の懲戒処分について

第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

8 教育長は、会議を公開に戻し、報告を受ける旨を告げた。

9 報告

(1) 平成30(2018)年度地方教育行政功労者表彰及び教育者表彰(文部科学大臣表彰)について

教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(2) 登山計画作成のためのガイドラインの策定について

教育長から説明を求められ、学校安全課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 那須雪崩事故の数年前に、死亡事故に至らなかった事故があったと思うが、今後そういった事故が起きた際の報告・公表の手続きはどのようなのか。

[事務局]

- ・ 公表については具体的に定めていないが、報告については第5章の17ページ以降に項目がある。下山後は県教育委員会に口頭等で第一報を入れることや、実施後は県教育委員会に登山報告書を提出し、コースの状況やヒヤリハット事例等について報告することとしている。

[委員]

- ・ 事故等の事案については教育委員会に留めずに、広く周知する必要があると思う。事故があったことを関係者だけではなく参加者が知ること、安全に対する意識を高めることにも繋がると思うので、教育委員会への報告だけに留まらず、公表をどこまでするのかということも今後の検討課題として上げていただきたい。

[事務局]

- ・ 登山に限らず、部活動等各教育活動等の中で起きたヒヤリハット事例については、各学校で整理した上で、教育委員会が全体的に取りまとめ、各学校等へフィードバックしていくことは考えている。

[教育長]

- ・ ガイドラインが策定され、これでスタートすることになる。ヒヤリハット事例の話もあったが、ガイドラインの更新については常に心がけていくこととしているので、県立学校等への周知を徹底していきたい。

(3) 栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

- (4) 「平成30(2018)年度栃木県中学校・高等学校運動部に関する調査結果」及び「平成29年度運動部活動等に関する実態調査結果」について教育長から説明を求められ、競技力向上対策室長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 運動部活動等に関する実態調査結果において、主担当である運動部の競技経験が全くないという人がいるが、競技経験のない教員は顧問に就かなくても良いということにはできないのか。部活動には必ず担当の教員がいなくてはいけないのか。

〔事務局〕

- ・ 部活動の数や教員のことを考えると、経験がある方だけに当たらせるというわけにはいかないのが現状である。顧問なしというわけにはいかない。

〔教育長〕

- ・ 教育活動の一環という部分があるので、指導できるできないは別として、担当教員は付ける。新しい部活動を作る時にも、顧問がいないと許可はしない。
- ・ 今年9月に運動部活動の在り方に関する方針を決め、今回、運動部活動に関するデータを取りまとめた。働き方改革のプランの策定に向けても現在進めているところであり、それぞれリンクすると思う。共通する部分についてはしっかり洗い出し、改善していきたい。

〔委員〕

- ・ 学校訪問で教員と意見交換をした際、部活動が多忙感の一因になっているということや進路に結びついているから手を抜けないという話があった。非常に難しいと思うが、そこの切り離しを抜本的にやっていかなければいけないと感じた。
- ・ 今回、運動部活動の在り方に関する方針についてのリーフレットができたということだが、一番言いたいところはどこなのか。裏面の一番下の「学校生活」「趣味・友人」「家族団らん」「地域活動」で囲まれたとちまるくんは誰を指しているのか。

〔事務局〕

- ・ 生徒をイメージしている。

〔委員〕

- ・ このとちまるくんが生徒だとすると、このリーフレットが誰に対して何を伝えるものなのか、意図が非常に分かりにくい。もう一度説明いただきたい。

〔事務局〕

- ・ このリーフレットは9月に策定した方針の概要である。表面は根拠や背景になっているものをデータで表しており、裏面が方針の概要という形になっている。裏面の方針策定趣旨にあるが、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点で、部活動だけではなく、先ほどのとちまるくんの絵のように、学校生活、趣味や友人との時間、家族団らんなどのバランスが必要だということである。今回は保護者の方に向けてのリーフレットとなっており、保護者の方も様々な意見があるが、県教育委員会としての方針を分かっていたいただきたいということで今回作成したものである。

〔委員〕

- ・ そうすると、適度な量の活動が生徒にとって望ましいということをお願いしたいのだが、表面には教員の負担についての記載もあり、色々なことが盛り込まれているという印象である。誰に対して何を言いたいのか、ポイントが伝わりにくい。
- ・ 私としては、表面に教員の働き方改革を出して、ゆとりのある教員が指導をすることが、生徒の皆さんにもメリットがあるということを示した上で、部活動をこういうふうに変えていくということを訴えていかないとはいけないと思う。

〔教育長〕

- ・ このリーフレットを作成する時点では普段の活動時間が入っていなかった。今後、同じようなものを作成する際は、ターゲットが分かりやすくなるよう検討していただきたい。

〔委員〕

- ・ 先ほどの意見と重なるが、このリーフレットの「課題3：教員の負担」で、いずれにしろ教員の働き方改革の問題があるので、もう一步踏み込んで、教員はあまり部活動に関われないことや週2日は休養日を設定すること、1日4時間以上の時間外勤務は過労死ラインであること等、保護者に対しても訴えないといけないと思う。大変だというだけでなく、次の段階としては、方向性を示して、部活をどうしていけばいいのかということと共に考えていかなければならない。相当思い切ったことをやらなくては、時間外勤務時間の上限45時間は達成できない。そうすると、部活動に関してもかなり思い切った方針や施策をやらないといけない。だから、データはデータでいいが、次の段階でどうするのかをもっと掘り下げるべきだと思う。

〔教育長〕

- ・ 先ほどの、部活動が進路に結びつくという件については、これは全国区の問題である。大学や実業団、プロの問題もあるので、今後どうなっていくのかは見守るしかないと思っている。

10 教育長は、先行した1議案を除く、2議案の審議に移る旨を告げた。

11 第1号議案 平成31(2019)年度教育委員会事務局等職員定期人事異動基本方針について

第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 昨年度と同様ということで良いか。

〔事務局〕

- ・ 基本的には同様であり、新規箇所は先ほど説明した2点である。

〔委員〕

- ・ 学校訪問の際の教員との意見交換で、女性は産休・育休が取れるが、男性の場合はほぼ不可能だという話があった。この基本方針の子育ての項目で、女性についての記載はあるが、男性が育休が取れる環境作りについて、どこかに入れることはできないか。

〔事務局〕

- ・ 男性も含めて子育て環境を整えることについては、人事異動に関わらず、職場の環境作りで必要なことであり、周知徹底を図っていきたいと考えている。なかなか難しいが、申し出があった職員に対しては所属において協力体制を取りたいと考えている。

12 第3号議案 県立学校管理規則の一部改正について

第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 資料の表がなぜ横書きになっているのか理解できない。揃えたほうが見やすいと思うが変えられないのか。文書学事課の方針でこうせざるを得なくても、見にくいということで教育委員会が変えてしまった場合、罰則規定はあるのか。

〔教育長〕

- ・ 教育委員会がこの場で確認するためのものであれば、教育委員会独自で良いと思う。公報登載する際にはこの形式でないといけない。

〔委員〕

- ・ これは教育委員会で言うのではなくて、文書学事課に言いたいと思う。

〔教育長〕

- ・ 確認はしておく。総務課の方でこれはお願いしたい。

〔委員〕

- ・ 栃木農業高校については、今後、農業・農業土木などがなくなり、植物

科学に統一されていくと思われるが、圃場などはそのまま使っていくことになるのか。設備的にはどのようなになるのか。

〔教育長〕

- ・ 学科名が変わるので、教育内容が変わるとすると、農場の方はそのままなのかということだが、そこまではまだ決まっていない。

〔委員〕

- ・ 施設の老朽化の問題があって、募集をするからには安全面の担保というのは絶対に重要だと思う。農業・農業土木が募集停止になって、その施設は使用しないということであれば良いのだが、今後もそのまま植物科学において使用するとなると学校として責任問題である。予算の関係で難しいとは思いますが、そのような安全面であったり、また、農業系の高校は圃場の外でエアコンのある休憩場所がなかったりするので、そういうことも含めて、検討していただきたい。

〔事務局〕

- ・ 安全面の話については、再編等にかかわらず、確認して危険だと判断されれば使用停止等を適宜行っていく。
- ・ 農場をどうしていくかということについては、この後再編があり、生徒も変わる中で、適正規模ということが今後の大きな課題だと思っている。エアコンについても、普通教室には設置したが、順次実施していく中の一つだと考えている。

13 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時30分、閉会した。